⑶　申請書及び資料の提出期間、場所並びに方法

①　提出期間　申請書は令和７年１月23日から令和７年２月14日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで。資料は令和７年３月24日から令和７年３月26日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　提出場所　上記⑵の②に同じ。

③　その他　申請書及び資料は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙により提出する場合は、上記⑵の②へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和７年５月14日から令和７年６月２日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は電子メール（提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　入札書は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

②　入札書の受領期間は、電子入札システムによる場合は令和７年３月24日から令和７年３月26日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時までとする。紙入札方式による場合は令和７年３月24日から令和７年３月26日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時に上記⑴の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

なお、開札は、令和７年６月３日の午前10時00分に東海農政局入札室で行う。

５　低入札価格調査対象工事

⑴　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、現場管理費、一般管理費等の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階確認実施要領」（令和３年３月30日付け２農振第3742号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

②　下請契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出するとともに、随時、下請への支払状況について確認を求める場合がある。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東海農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２ヶ年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、次のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績評定の評定点が70点未満を通知された者。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止、部局長又は監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑵　低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成18年７月24日付け18海整第410号東海農政局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る追加対策を試行する。

①　次のアからウの段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ次項②及び③に示す措置を講ずる。

ア　施工確認段階。

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）。

ウ　下請契約状況調査における下請への支払実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）。

なお、監督職員が文書により指示した事項について疑義がある場合、現場代理人はその内容について監督職員へ書面により説明を求めることができるものとし、監督職員はこれに応じるものとする。

②　上記①に示すいずれかの文書指示を受けた場合は、以降の１年間において東海農政局管内の別の新規直轄工事における応募時の加算点等を減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　当該企業の総合評価落札方式による加算点を50％減ずる。

イ　公募型指名競争入札方式等の場合　当該企業の工事成績評定の評定点を３点減ずる。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合は、当該対象工事が完成検査に合格するまでの間、東海農政局の別の新規直轄工事に係る入札参加を制限する。

ただし、当該対象工事が２ヶ年以上にまたがる場合については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による指示を行った時点で同様の措置を改めて講ずる。

④　当該対象工事の工事成績評定の評定点が65点未満の場合は、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

６　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結をした場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結をした場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は請負代金額の10分の２以内とする。

また、低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の３に相当する額とする。